

総務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
19	B 地方に対する規制緩和	その他	市町村の認可を受けた地線による団体の認可を受けた地線による団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地線による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	当市管内において、離島と港をつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資をすることを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地線団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地線団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有すること』とされており、株式の保有については認可地線団体が記載できないのではないか」との指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地線団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。 結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わないかと判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。	商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項	総務省	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合		須賀川市、宇和島市、宮崎市	—	地線による団体は、地方自治法第260条の2第1項において、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う。」と規定されている。市町村長の認可の目的は、地域的な共同活動のための「不動産又は不動産等に関する権利等を保有するため」であり、地線による団体が、現に不動産又は不動産に関する権利等(例・不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利、地域的な共同活動に資する資産等)を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされている。他方、認可地線団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされているが、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味するものであり、「規約に定める目的の範囲内」とは、目的を遂行するために必要な行為を含むものと解されている。また、「地線による団体に係る認可事務について(総行第41号 平成21年4月1日付け総務省自治行政局行政課長通知)」においても、「認可地線団体の財産の取得は、認可地線団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、認可地線団体が株式を保有することについても、規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて行うものであれば、制約はない。よって、現行の取扱いにおいて、今回の「支障事例」の例に挙げられた認可地線団体による株式の保有が可能かどうかについては、当該認可地線団体の規約において「目的を遂行するために必要な行為である」と解釈されるか否かによって判断されるものである。なお、第32次地方制度調査会の答申において、認可地線団体制度については、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。」とされており、これを踏まえ、今後必要な対応を検討することとしている。	今回、新たな株式会社設立の際、登録機関において、認可地線団体は、株式の取得はできないものと判断された。このため、一次回答でお示しいただいた、「地線による団体に係る認可事務について(総行第41号 平成21年4月1日付け通知)」において、「認可地線団体の財産の取得は、認可地線団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、株式等の金融資産を保有できることについて、法人設立登録を行う際の窓口となる機関(法務省所管の公証人役場)など、関係機関に周知徹底をお願いしたい。加えて、第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、認可地線団体が、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度となるよう、積極的に再構築を進めていただきたい。		
44	B 地方に対する規制緩和	その他	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	【現状】 国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。 【支障事例】 ○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。 ○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。 ○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。	①自治体における電子契約導入が可能となる。 ②事業者負担の軽減 ・印紙税・郵送料 ・印刷・製本・送付・持ち込み・保管のような事務作業にかかるコスト など ③業務効率化 ・来庁等の対面でのやり取りが不要となるため、時間・場所の制約がなくなる。 ・契約書の取り交わしまでの時間の短縮や、契約書を探す手間や時間の短縮 ・電子署名によるコンプライアンスの強化 など	規則(平成15年総務省令第48号)第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類	総務省	東京都	神奈川県、川崎市、名古屋市長、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、香崎市	○当県においても、電子入札や電子申請など、電子的手段による行政手続は年々増加しており、契約においても、今後は電子契約のニーズも高まってくるのが予想される。LGPKIの職責証明が電子契約の電子証明書に追加されることにより、今後電子契約の導入の検討が容易になる。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき…契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、…契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しない」とされている。現行の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2においては、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証について、当該措置に該当しないこととされているところ、LGPKIの職責認証が当該措置として認められるかどうか検討したい。	地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証が電子契約に利用できる電子署名の対象とならない場合、電子契約導入が非常に困難となる。そのため本提案の実現に向け前向きな検討をお願いしたい。		
45	B 地方に対する規制緩和	その他	長期継続契約を締結することのできる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることのできる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることのできる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17、総務省自治行政局長通知(平成16年総行第143号)	総務省	愛知県、高知県	須賀川市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県、高根県、山陽小野田市、徳島県、愛媛県、うきは市、香崎市、長与町	○ソフトウェアは、業務の安定運用の観点から複数年継続利用する運用が一般的であること、また、複数年継続契約によるライセンス料の割引がある商品も多いことから、事務負担及び費用削減が見込まれる。 ○当市においても、ソフトウェアライセンスは、法令上及び条例上長期継続契約の対象となっていないことから、毎年度単年度契約している。これが長期継続契約の対象として法定され、条例上においても対象とされれば、ライセンス料の削減や、契約事務負担の軽減等が見込まれる。 ○従前はソフトウェア製品の「パッケージを」購入することで以後の利用権を半永続的に得ることができていたが、近年、パッケージそのものは購入せずに利用権のみを契約する形態のソフトウェアが登場しており、かつ複数年の契約を確約することで割引を得ることができるものも存在する。長期継続契約を可としていただくことで、契約行為に係る事務負担を軽減すると共に、ソフトウェア製品のライセンス利用料を軽減する効果が期待できる。 ○現在、債務負担行為又は単年度契約で対応しているところであるが、長期継続契約の対象となれば、契約事務の負担軽減が図られる。 ○当市でも、「パソコンなど」物」を長期で使用する前提で事業を構築している場合に、ソフトのライセンスが原則単年度となるため、毎年度契約事務が発生するとともに、金額が上昇することがあり、事業計画が変わることがある。本提案により、契約事務の軽減及びライセンスの複数年度契約割引により、経費削減が期待できる。	地方自治法施行令第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの(うち、条例で定めるもの)」について、長期継続契約を締結できるものとしている。本提案について、どのような対応が可能か検討したい。	地方自治法第234条の3又は地方自治法施行令第167条の17の規定の見直し(長期継続契約の対象契約にソフトウェアのライセンス契約を追加)か、あるいは現行の法令で契約可能な場合その旨を通知等で明示していただくよう早期に御検討願いたい。			

総務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		現行制度においても、認可地縁団体が規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて株式を保有することは可能であるが、「認可」の目的が不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることであることから、今回の支障事例のように「認可地縁団体は株式を保有できない」という誤解につながったものと考えている。 また、すでに第1次回答でお示したように、第32次地方制度調査会の答申において、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域の住民が幅広く参画し、地域課題への取組を行う地縁法人制度として再構築すべき」とされている。 これらの状況を踏まえれば、今回の支障事例のように認可地縁団体制度に関する誤解に基づいて活動が制約されないようにするためには、現行制度でも対応可能であるという関係機関への周知にとどまらず、認可地縁団体制度を再構築することが必要だと考えており、現在、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を継続的かつ円滑に行うために設立できることとするという制度の見直しを検討しているところである。 したがって、関係機関への周知に当たっては、制度の見直しの検討状況を踏まえて対応することが必要と考えている。	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、これを可能とする。	法律改正	令和3年11月26日施行	認可地縁団体に関して、認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立できることとする地方自治法の改正を含む第11次地方分権一括法について、第204回通常国会において成立し、令和3年5月26日に公布・通知。 なお、令和3年11月26日の施行に向け、地方自治法施行規則の改正等を進める。	
				「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第90号)及び「地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件」(令和2年総務省告示第273号)により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を活用した電子契約を可能とした。	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。 [措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]	省令改正 告示制定	令和2年9月(措置済み)	措置済み ・地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号) ・地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号)	
				一次回答のとおり、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iii)長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	通知	令和2年12月(措置済み)	措置済み 「ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について」(令和2年12月22日付け総行第307号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
48	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	<p>土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更に関する事務手続きの見直し</p>	<p>法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。</p> <p>また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。</p>	<p>現在の手続においては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」「弁明の機会の付与(県)」「回答(土地所有者等)」「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」「土壌汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。</p> <p>土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。</p>	<p>土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項</p>	<p>総務省、環境省</p>	<p>愛知県、埼玉県</p>	<p>花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、三重県、京都市、大阪府、茨木市、岡山市、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県</p>	<p>○土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。</p> <p>○当市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壌汚染対状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。</p> <p>○①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度土壌汚染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。</p> <p>②事務手続きの効率化が図られる。</p>	<p>(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて)</p> <p>土壌汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。</p> <p>法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。</p> <p>そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。</p> <p>一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。</p> <p>このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。</p> <p>そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。</p> <p>このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。</p> <p>ただし、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査させた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。</p> <p>※ http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf</p> <p>(法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について)</p> <p>○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。</p> <p>○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。</p> <p>○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、数量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。</p> <p>○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。</p> <p>○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。</p> <p>(今後の運用について)</p> <p>○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形での運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。</p>	<p>法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。</p> <p>なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【三重県】 法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。 しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解(一次回答)に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>		<p>第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、予見可能性の有無の観点から、法制的に困難です。また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一時免除)を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとすることには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一時免除)を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り消し(同条第6項)や調査・報告命令(同条第8項)といった行政行為が必要と考えられます。 このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。 この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき予見可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。 なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。</p>	<p>5【総務省】 (10)土壌汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 [措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)] (関係府省:環境省)</p>	<p>通知</p>	<p>実施済(令和2年11月25日)</p>	<p>措置済み:「土壌汚染対策法第3条第9項の土壌汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について」(令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
51	B 地方 に対する 規制緩和	その他	マイキーID設定支援計画(事業名)	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している。マイキーID設定支援実績報告に係る実施計画に定める実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組に当たり非常に有用な情報となる。	都道府県の事務負担が軽減される。また、都道府県別のデータが提供されることにより、マイキーID設定支援に係る取組に当たり参考とすることができる。	令和元年9月27日付け行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知	総務省	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大潟村		盛岡市、花巻市、福島県、須賀川市、茨城県、相模原市、長野県、鳥取市、兵庫県、愛媛県、うきは市、宮崎県、沖縄県	〇マイナポイントの実施が目前となっている現在、市民も関心を持っており、同時に市議会等からも注目されているものである。しかし、マイナポイント予約であるマイキーID登録者数について、市町村別の統計は発表されておらず、今後の事業計画等を作成するにあたり、苦慮しているところである。とりまとめの結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した各団体の集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組に当たり非常に有用な情報となる。〇マイキーID設定支援計画は、毎月Excelファイルを送付して回答する形となっているが、毎月の数値の積み上げには不要なシートも含まれており、また別途の「マイナンバーカード交付円滑化計画」の数値とも整合を図る必要があるため、マイナンバーカード交付円滑化計画も含めて「調査・照会(一斉調査)システム」を活用することで、調査回答する市町村・取りまとめを行う都道府県の双方の負担軽減を図っていただきたい。〇当県においても、県内の全市町村分の転記作業を行っており、事務負担が大きい。また、市町村によっては、様式を変更して送付する場合があります、転記作業に支障となっている。調査・照会(一斉調査)システムにより報告する方法となれば、未報告団体へ催促を行う事務を減らすことが期待できる。	〇市区町村からの直接の提出について市区町村での本計画内容の促進を図る上で、都道府県で実施していただいている助言、促進等の支援は重要なものと考えられており、引き続き、計画のとりまとめと併せた支援の御協力をいただきたいと思います。また、本計画内容の実施に要する経費については、マイナポイント事業費補助金で措置しているところであるが、当該補助金に係る市町村分の取りまとめ、審査、会計業務等は都道府県に事務委任しているところである。それぞれの内容は関連性が深く、本計画でも同様、都道府県に取りまとめ等を実施いただくことが、それぞれの正確性の担保、確認作業の効率性につながるかと考えている。〇市町村別のマイキーID設定者数についてシステム上、マイキーID設定者に関する住所情報は保有していないため、当該情報の提供は不可能である。	〇市区町村からの直接の提出について、マイナポイント事業費補助金に係る事務委任との関連性が深いとの回答を得ているが、マイナポイント事業費補助金の交付申請書には、様式上、マイキーID設定支援計画に関する事項を記載する必要はないことに加え、事務手続き上も、マイキーID設定支援計画を参考とする必要は現時点では生じていない。また、マイキーID設定支援計画は県内全25市町村分をとりまとめる必要がある一方、令和2年度において、補助金を申請している市町村は8市1町であり、内容・数ともに関連性が深いとは言えないと考える。・「調査・照会(一斉調査)システム」で県が各団体の回答確認ができるように設定した照会を发出していただければ、市町村への助言、促進等の支援は引き続き可能である。・以上を踏まえ、「調査・照会(一斉調査)システム」を活用し、市町村から総務省へ直接報告してもらうことで、業務負担の軽減・業務の効率化に繋がるため、引き続き、取りまとめの方法を御検討いただきたい。〇市町村別のマイキーID設定者数について、マイキーID設定者数が情報提供不可であることは承知したが、今回提案しているのはマイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実績実績の情報提供であり、この点については、引き続きご検討いただきたい。・「調査・照会(一斉調査)システム」により実績の回答を行うと、各団体の回答結果をCSVファイルで一括して出力が可能であることから、加工や集計は容易なものと考えている。・「調査・照会(一斉調査)システム」を用いた回答結果を総務省が集計し、都道府県ごとの数値として公表することで、報告結果をシステム上で閲覧できるようにしていただきたい。	
52	B 地方 に対する 規制緩和	その他	「都道府県別登録調査員研修」	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている。研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。県内の対象者約1,300名への開催通知の発送や、参加者約100名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員削減が進む中、事務負担が増している。	周知・募集や旅費支給等の事務を都道府県で行う必要がなくなるため、都道府県の事務負担軽減につながる。	統計調査員確保対策事業実施要領(平成17年8月15日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年5月31日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡	総務省	秋田県、新潟県	茨城県、富山県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県	〇旅費支給対象者(約80名)への支給手続きなど事務負担が大きい。〇当県においても、総務省からの事務連絡による依頼に基づき、市町を通じて研修対象者への周知・募集を行っている。県内を3つの地域に分け、持ち回り開催としており、参加人数についてはさほど多くはないが、参加者への連絡、名簿等資料の作成、旅費支給手続き等の事務は発生するため、負担が生じているのが実情である。研修受託事業者に事務を委託できれば、都道府県の負担が軽減される。〇当県でも、研修出席者(50～70名程度)に対する旅費支給手続きの事務を行っており、事務負担が生じている。このため、制度改正により研修受託事業者に当該事務を委託することで都道府県の事務負担が軽減される。〇当県においては研修対象者への周知・募集は市町村に依頼しているものの、旅費支給等の事務は多大な負担となっており、特に研修当日は旅費請求書や振込口座登録票の確認等で多くの人員を割く必要があるため、委託業者に行わせていただく大きく事務負担の軽減につながる。	都道府県別登録調査員研修は、登録調査員が研修に参加できる機会を設けてほしいといった都道府県からの要望等を踏まえ、平成23年度から毎年度実施しているものである。同研修は全都道府県で開催(令和元年度実績:全国約120か所で開催、受講者数は約4,400人)されるため、実施業務を請負業者(研修受託事業者)に委託して実施しており、平成23年度の開始時から、請負業者が研修の実施・運営に係る業務全般を行う一方、研修対象者への周知・募集や出席者名簿の作成、旅費支給等の業務については、都道府県の協力を得て実施している。このため、毎年、複数回の研修を実施し、研修対象者数や受講者数の多い都道府県においては、当該業務に相当する業務負担が生じているものと思われる。その一方、当該業務を請負業者に委託するためには、研修対象となる全ての登録調査員の住所・氏名及び全ての研修出席者の預金口座等の個人情報、都道府県から請負業者に提供すること(以下「本取扱い」という。)が必要となる。請負業者への個人情報の提供については、登録調査員の強い忌避・拒否等が想定されるところ、本取扱いを理由として、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くのではないといった懸念がある。また、本研修事業の受託実績のある事業者を確認したところ、本取扱いを契約の要件とした場合、情報漏えい等に対するリスク管理や事務・作業対応能力等の観点から契約が困難との見解が示されており、本研修のように全国で開催する大規模研修に対応出来る事業者も限られている中、本取扱いを契約の要件とすることは、本研修事業の実施自体を困難とする可能性が大きいと考える。以上ことから、本研修事業の実施に当たっては、引き続き都道府県の協力が不可欠である中、研修対象である登録調査員の意向とともに、研修受託事業者の対応能力等に十分を考慮する必要がある点について御理解を賜りたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針に記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>ご指摘の回答方式については、「CSVファイルで一括して出力が可能」というご見解を踏まえ、「調査・照会(一斉調査)システム」を活用したWEBフォームでの回答方式を想定していることと史料するが、これは、システム上、アンケート調査のような一問一答型の回答フォーマットであり、本件調査にそれを適用すると、問数が多くなる、回答様式が非常に煩雑となる等の運用面の懸念のほか、市区町村において過去からの推移や計画値とのずれのチェック等が行えなくなるため、本報告による施策への効果が削減される懸念がある。</p> <p>一般に、本件調査については、都道府県で各市区町村の実情等を踏まえて、市区町村から報告された実績値とマイキーID設定支援計画との齟齬の指摘、原回答の誤入力へのチェック、個別の市区町村に対する回答の督促等を行っていただいていると承知しており、これらの作業は、回答の精度を上げるために極めて重要なものとする。都道府県によるこれらの作業が引き続き行われ、回答の精度が担保されることを前提に、都道府県における転記等の作業の軽減等について、本件調査に係る国・都道府県・市区町村全体の事務負担のバランスを勘案しながら、検討して参りたい。</p> <p>現行の方法でもご指摘の「マイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実績実績の情報提供」については可能であることから、かかる情報提供は行う予定。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(17)マイキーID設定支援計画 マイキーID設定支援計画の実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村(特別区を含む。)の実績実績についての都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実績実績について地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡等)]</p>	通知等	令和2年10月15日	<p>令和2年10月15日(9月実績分)から、マイキーID設定支援計画の実績実績報告は、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県がとりまとめの模式を廃止し、管轄の市区町村ファイルを都道府県経由で国へ提出することとしている。</p> <p>マイキーID設定支援計画に係る市区町村毎の実績実績の情報提供についても、取りまとめ後、都道府県経由で情報共有している。</p> <p>「マイキーID設定支援計画」の実績報告の提出方法の変更について(令和2年9月29日付け自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)を发出し、都道府県に通知済。</p>	
【高知県】 左記回答において示された、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くという懸念や、本取扱いを契約の要件とした場合の事業者との契約が困難といった点などについて、検証をいただきたい。			<p>(都道府県業務であることの明確化について)</p> <p>総務大臣が実施する登録調査員を対象とする研修は、都道府県知事が総務大臣の委託を受けて行う事業として定めていることから一体的に実施されているものである。しかしながら、本研修に当たって総務省から委託している事業者と都道府県における業務分担が明確化されていないとの指摘を踏まえ、これらについて整理し当該事業者及び都道府県に対し周知を図ることとした。</p> <p>(使途の柔軟化について)</p> <p>「統計調査事務地方公共団体委託費」は国が都道府県知事に委託する統計調査の実施に必要な統計専任職員の整備維持を、「統計調査員確保対策事業委託費」はあらかじめ統計調査員となる意思を有する者(登録調査員)を登録し、統計調査員の確保とともにその資質の向上をそれぞれ目的として交付するものである。このように双方の委託費の目的は異なるため、使途の柔軟化は困難であるとする。</p> <p>(都道府県からの必要最低限の個人情報提供による研修実施等について)</p> <p>研修対象者への周知・募集等に必要氏名・住所・電話番号に係る情報は高いプライバシー性を有することから、第三者への提供は慎重になるものと考えられる。このため、研修対象者がこれらの情報提供を可能とする者に限られると研修の実効性や効果等に大きな支障をきたすものとする。一方、情報提供に同意しない者については従来どおり都道府県で対応することになると当該業務全体の効率的実施面から支障が生じる可能性があるものとする。</p> <p>(提案意見を踏まえた研修受託事業者における対応可能性について)</p> <p>本研修受託事業者は競争入札によって決定している。本研修の実効性や効果等の確保の観点から、全都道府県での開催対応に加え、オンライン調査に対応した操作実習等に係るノウハウ等を有するなど、高いレベルの対応能力を求めており、例年、入札事業者は2社程度である。今回、令和元年度の入札2事業者に対しアリンクを行ったところ、従来の研修業務に加えて提案内容に係る業務に対応することは体制面・予算面からも困難であるとの見解が示された。</p> <p>なお、令和3年度以降の研修実施に当たっては、今回の提案の趣旨も踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、都道府県に対し、必要に応じて研修の実施回数や規模の見直し等を検討することについて周知することとした。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(15)統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するるとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。</p>	通知	令和3年2月19日	<p>「都道府県別登録調査員研修の実施について通知」(令和3年2月19日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官事務連絡)を发出し、都道府県に通知済。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
103	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	認定電気通信事業者による中継施設等による農地転用に関する農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に依るための農地転用に必要とされる都道府県知事等について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30～50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてのみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。	農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B第1685農林水産事務次官通知)	総務省、農林水産省	奈良県		京都市、大阪府、徳島県	○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり2.5㎡～10.5㎡と小規模であり、調整の必要性は認められない。	各府省からの第1次回答	認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考えから、あくまでも技術的助言として示しているものである。したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用を差し支えない。	認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少いという判断できる場合には調整を要しないといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。	
108	B 地方に対する規制緩和	その他	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。	全国で統一的な考え方に基づいて世帯が構成される。結果的に、社会保障制度が健全に運営されることとなる。	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)住民基本台帳事務処理要領	総務省	佐野市	苫小牧市、盛岡市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、滑川市、福井市、高山市、湖西市、大山市、京都市、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、大牟田市、五島市、竹田市、宮崎市	○夫婦で世帯分離をしたいとの住民異動届が窓口へ提出され、対応に苦慮した事例がある。夫婦間には扶助義務があることを説明し一旦はお帰りのいただいたが、なかなか納得いただけず、別生計の夫に特別定額給付金が支給されることに強い不満を示された。世帯分離を受理する際、特段の判断基準は設けておらず、申出者への慎重な聞き取りによる確認後、異動届書の備考欄に別生計である旨の署名を記載いただいている。世帯分離の認定基準、事実確認方法等の明確化については必要性を感じている。分離だけでなく合併についても認定基準の設定が難しい。 ○新型コロナウイルスによる特別定額給付金支給の関係で、当初各世帯に一律一定額を支給とのことから「世帯分離したほうが有利」といった声があった。また、インターネットなどで介護保険や後期高齢者医療等の関係で、世帯分離したほうが有利との情報もあり世帯分離の相談も多い。住民基本台帳上では「事実上生計を別にしていれば分離が可能」とされ、県内であっても「他市に確認したら世帯分離できるのに、なぜ世帯分離できないのか」「世帯分離すると金銭的に安くなると聞いた、なぜ転入時に教えてくれなかったのか」などの苦情も聞かれる。有利・不利で世帯分離や世帯合併を希望する方々もいることから、全国的に統一した基準、確認方法が必要と思われる。 ○生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じているものと思われる。 ○統一的な考え方がないため、他市町村と比較されると説明が難しい。特に夫婦間の世帯分離については、対応に苦慮している。統一ルールの策定が強く望まれる。 ○「世帯」の考え方については、原則を生計同一としているが、社会情勢や経済の変化により、生活形態が多様化している。その中で、市民から世帯分離の申し出があった場合、受理できると判断するためには「生計同一」のみの解釈では困難な状況となりつつある。このことにより、国において「生計同一」以外にも世帯分離を可能とする条件等を整理し通知するべきと考え。 ○当市においても世帯分離の可否の判断に苦慮しており、統一的な基準があると住民に対して明確な説明ができるようになる。 ○特に国民健康保険料や介護保険料等に絡んだ世帯分離の相談が多く、世帯分離の明確な確認方法がないため、対応に苦慮している。 ○当団体にも、管内市町村より、世帯分離の基準等が明示されていないことによる問い合わせが寄せられている。 ○世帯分離については、異動日の規定が明確にされておらず、過ぎた日では関係部署によっては手続き上不便を講じることになる。 ○特別定額給付金をめぐって自治体ごとの世帯の考え方の違いでトラブルが多かったため、統一的な考え方が欲しい。	世帯変更届の受理に際し、市区町村長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第3項の規定により、必要があると認めるときは、関係人に対して質問などを行うことができるが、その運用には、住民のプライバシー保護にも配慮する必要がある。全国一律の審査基準の設定については、慎重であるべきである。	住民のプライバシー保護にも配慮する必要がある。全国一律の審査基準の設定については慎重であるべきと示されていますが、住民のプライバシー保護は大変重要であることは十分理解しており、それを踏まえた上で日々の業務に取り組みしております。しかしながら、プライバシー保護へ配慮すること、世帯についての定義を定めることや確認方法を明確化するといった解釈や運用基準の統一化を図ることは別問題であると考えます。日々の業務において住民のプライバシー部分について知る必要があるため聴取等は行いますが、守秘義務を遵守したうえで、プライバシーの保護には十分配慮しており、それは他の自治体でも同様であるはずですが、全国各自治体でも同様であるはずの中で、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由はどのようなことからでしょうか。各自治体より寄せられた支障事例にあるように、世帯についての解釈が不明確なことや運用基準がないことに起因した多くの混乱が生じています。これを解消するためにも、世帯に関する全国統一の解釈や運用基準の設定を強く望みます。特に、住民基本台帳事務処理要領において世帯の定義を「居住と生計をともにする」とありますが、この「生計をともにする」の基準が必要であると考えます。また、住民基本台帳法第34条第3項を用いて、「必要があると認めるときは、関係人に対して質問をするなど調査することができる」とありますが、これほどのような場合を想定しているのでしょうか。世帯分離の申請に関し、この「必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合なのか、住民基本台帳事務処理要領等において、明記すべきと考えます。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとした。	5【総務省】 (4)農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 【措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)】 (関係府省:農林水産省)	事務連絡	平成2年11月13日	措置済み 総務省:「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(令和2年11月13日付け総基事第228号) 農林水産省:「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)	
【福井市】 住民基本台帳法第34条第3項に規定する「必要があると認めるとき」とは、市町村長が判断するものと解されるが、この規定が全国的に明確な基準なく運用された場合、市町村によって必要以上にプライバシーに立ち入った質問や文書の提示を求める事例が発生する恐れが懸念される。プライバシー保護に関しては市町村に判断させるのではなく、ある程度の全国的な基準の設定を求める。				「各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解」において、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由について尋ねられているが、住民基本台帳事務は自治事務であり、世帯変更届に係る事務においても、昭和42年以来、約50年以上の長きにわたり、各市町村長が地域の実情を加味しながら運用されてきたものであり、個人により多様な生活スタイルが予想され、また地域によっても世帯や家族の居住の在り方が多様となっている中において、当該届出を受理する都度、生計維持関係にある事実を証明させるために、例えば、当該届出者及び世帯員等の生活実態や収入の状況、キッチン、浴室等住居の間取り、個別生計の依存度等の審査基準を設け、全国一律の審査(聴聞・資料の提出等)を行わせ、当該届出の受理・不受理を判断することは、世帯構成を変更するという当該届出事務を通して、市町村長が一律に住民のプライバシー立ち入ることになりかねないのではないかと懸念している。実務上も、手続に要する時間や住民との新たなトラブルの増大等が予想され、かえって市町村の運用を阻害し、要望の趣旨にも結果としてそぐわないものとなりかねないと考えている。 上記を踏まえると、提案のように基準を明確化しこれを適用することと、住民のプライバシーや手続負担への考慮、市町村の窓口負担の観点を両立させることは困難である。 また、「各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解」において、住民基本台帳法第34条第3項について「必要があると認めるとき」について尋ねられているが、個別の届出事案ごとに観点等も様々であることを踏まえ、市町村長が必要と認める限りその理由には特別な制限はないが、住民から届出があった場合においてその届出が事実と反する疑いのある場合、委員会等他の行政機関からの通知又は通報を受けた場合において住民票の記載事項に事実と反する疑いがある場合等が考えられると解されているものである。	5【総務省】 (7)住民基本台帳法(昭42法81) 市町村長(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たっての留意事項を周知する。	説明会における周知	令和3年5月～6月	住民基本台帳法第34条第2項に基づく調査の運用に関する留意事項について、市区町村の事務担当者向けに開催する令和3年度住民基本台帳事務説明会において周知を行った。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
109	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード利用環境整備費補助金申請において、公印の押印を省略できることとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくにあたり、職員が事務所に出勤して直接手続を行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。	公印の押印を廃止することにより、押印に係る事務負担が減り、また、事務所への出勤が不要となることから、多様な働き方が選択可能となり、事務の効率化が図られる。また、公印の押印が不要となれば、申請手続において紙媒体での提出に縛られることがなくなるため、データでの提出のみとすることも可能となり、郵送にかかる時間を考慮し逆算して設けられていた提出締切を多少伸ばすことができるため、申請手続に係るスケジュールに余裕が生まれる。	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項	総務省	佐野市、野洲市		秋田市、須賀川市、栃木県、新座市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、高山市、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、うきは市	○後継事業のマイナポイント事業費補助金交付要綱第7条第1項及び第3項より、都道府県知事は市町村から交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し調書を作成の上、当該調書の写しを添付して総務大臣に提出しなければならない。提案の実施に際し、申請内容の審査に支障が生じないよう公文書の真正性及び公信性を表す公印押印に代わる手段の併用が必要と考えられる。補助金の交付には申請以外に変更、実績報告、精算等必要書類の作成、提出、審査、記載事項の転記集計、通知等事務がある。関係者の事務軽減を図るため、「調査・照会(一斉調査)システム」あるいは「補助金申請システム(Grants: 経済産業省)」のような既存システムを参考に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2「電磁的記録の作成」及び同条の3「電磁的方法による提出」に基づき、電子化を検討していただきたい。○交付申請や実績報告等の各種手続期限が非常にタイトであり、各自治体で取り纏めるための時間もそれに合わせて非常に短くなるため、事務ミスにつながってしまうのではないかと懸念がある。一定の取組の期間を確保するという意味において、また、ペーパーレスが叫ばれる現在においてデータでの提出には賛成である。○社会保障番号整備費補助金・個人番号カード交付事務費補助金・個人番号カード交付事業費補助金についても同様に押印省略していただきたい。○事前確認の分スケジュールはタイトとなっており、公印の押印が不要となれば提出スケジュールに余裕ができるほか、テレワークの推進ができる等のメリットがある。○マイナンバー関係には複数の補助金があるが、いずれも提案団体が求めるのとおり、タイトなスケジュールで申請等を行うため、公印の押印及び書面での郵送が申請団体の負担となっており、書面での押印処理がテレワーク勤務の関係で課題がある。一方で、公印は書類の真正性を担保するものであり、押印に代わって電子上で真正性を担保できる制度の創設等を検討いただくことが望ましい。○提案団体からの記載にもある通り、非常にタイトなスケジュールでの書類提出を求められており、また県側も精査するスケジュールがタイトとなっており、市町村が県の定めた申請書提出日以内に提出したとしても、県からの修正依頼は軽微な修正・再提出であっても総務省に提出する締切日の直前となるといった事例が散見される。lg.jpドメインからの送信メールであれば当該自治体からの申請である保証は一定担保されるので、押印の省略を可とするとともに、メールによるデータでの提出を可としていただきたい。	本補助金の書類への押印は、本補助金交付要綱で、様式にある「印」の記載をもとに求めているもの、いただいたご意見を踏まえ、交付要綱改正により、押印を求めないものにすることを検討したい。	公印の押印が不要となれば、申請手続においてデータでの提出が可能となり、事務の効率化につながるため、ご回答のとおり交付要綱を改正し、押印を求めないものにするについて、速やかに検討していただきたい。		
148	B 地方に対する規制緩和	その他	自衛官等に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できること法定化を定める。	毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧に対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しを提供を求められており、その都度対応に苦慮している。	住民基本台帳法又は自衛隊法に住民基本台帳の一部の写しの提供が可能である旨規定すること、自治体によって判断が分かれるといったことがなくなる。	住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条	総務省、防衛省	大村市		旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市	○当市においても、毎年、自衛隊協力本部より名簿提供の依頼が届いており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定等に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているが、市民はもとより、他自治体や報道機関等からの提供に関する根拠の考え方等の問合せも多く、対応に苦慮しているため、通知等により明確化される事が望ましい。○当市では、自衛官及び自衛官候補生の募集のための対象者情報について、住民基本台帳の抽出閲覧で対応しているところである。今後においても、当市個人情報保護条例に基づき、抽出閲覧のみで対応することとしているが、全国の自治体で対応が異なっていることは懸念すべきことと捉えている。法の整備はもとより、早急な対応として国から各市町村に向けた統一見解を发出することを希望する。○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切ったの貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法において、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨規定されることにより、各自治体において対応が分かれず明確になるため、制度改正は妥当であると考えられる。○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。	複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。	各府省の回答に記載してある「通知」をいただいても、現状と変わりありませんので、当初提案のとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定していただくことを要望します。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				令和2年8月3日付けで交付要綱を改正し、ご要望どおり対応済み(各地方公共団体に8月4日に通知済み。)	5【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱」(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱」(令2総務省)を改正する。 【措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)】	通知等	令和2年8月	個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金については申請等における押印を不要とした上で、電子的な手段による送付を可能とするため、要綱を改正した。 下記通知等を出し、都道府県に通知済み。 ・個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総行情第98号総務大臣通知) ・マイナポイント事業費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総行情第98号総務大臣通知) ・マイナポイント事業費補助金の交付申請及び変更承認申請等について(令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡) ・個人番号カード利用環境整備費補助金の実績報告(8月事業完了団体)について(令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		一次回答のとおり、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた際に市町村が行う住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であることから、当該解釈について関係省庁連名による通知を市町村に対して発出することに対応したい。	5【総務省】 (6)自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に關し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:防衛省)	通知	令和3年2月5日	「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に關する資料の提出について」(令和3年2月5日防人育第1450号・総行住第12号)により措置済み	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
215	B 地方に対する規制緩和	その他	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットに氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1処理状況:県外の受給者114名) 【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。	全国全ての都道府県及び政令指定都市において、県外在住者に係る住民票の確認及び過払い金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の提出が不要となるほか、死亡届出の遅れにより過払い金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。また、現況届の事務自体も不要になると考えられる。	独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省取説第44号の4)、住民基本台帳法	総務省、厚生労働省	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県		北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉市、神奈川県、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大塚市、堺市、兵庫県、島根県、熊本市	○市外に在住する方については、当市の住民基本台帳で確認することができず、提出が遅れ、支給差し止めとなる方も発生し、受給者の不利益にもつながっている。また、毎年度10月に実施している加入者の現況確認において、加入者本人は当市に在住しているものの、障害者本人は市外の施設等に入居していることが多く、その確認は大きな負担となっている状況である。今後は、マイナンバー等の活用により、福祉医療機構において一括で行える事務を増やすことで特別調整費を負担している各自治体の負担を軽減する措置をとっていただきたい。もしそのような措置がとれない場合は、特別調整費の廃止等検討いただきたい。 ○令和元年度の現況届確認人数は1,184人であり、そのうち管轄外に居住等で、住基ネットでの確認ができず、住民票により確認したのが、216人、既に死亡しており、届出が未提出であった事例が13人あった。また、死亡届が未提出であることから、過払いが発生しているケースが、年間44件、過払総額は82万円となっている。県外在住者やその家族が高齢化していることから、住民票の提出が不要となることや、過払い金の戻入手続の負担が軽減されることが望まれるものであり、事務負担の軽減にも繋がるため、制度改正の必要性があると考ええる。 ○受給権者が高齢化するほど支援する家族も高齢化し書類提出が負担になったり、親世代から兄弟姉妹あるいは姪甥、成年後見人等に支援が引き継がれる場合に、制度の理解が進まず必要書類提出の遅延をきたす可能性も高い。このため、金受給権者の負担が大きき軽減されようとする。	【総務省】ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住基基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものとする。 【厚生労働省】「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和44年以降、再保険に当たる「心身障害者扶養保険制度」の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たる仕組みの運営に当たっており、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。御提案は、全国受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されることとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要であるために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考える。	受給者の生存状況等の情報の把握は、再保険を行う立場である独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務とはならないことであるが、機構は、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者として生命保険契約を生命保険会社と行っていること(独立行政法人福祉医療機構法第12条第4項)や毎月各自治体への年金給付保険金等を支払う必要があることから、機構にとっても必要な業務であり、現に保険約款に基づき、保険契約者(=地方自治体)に住民票の写しを添えて現況届や死亡届の提出を求めているものである。共済制度を運営する地方自治体にとっても生存状況等の確認は当然必要であり、県内在住者に関しては、地方自治体の条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステムで確認しているが、他県在住者に関しては確認できないことから、今回の提案により、機構が一括して生存状況等の情報を確認できるようになり、その取得した情報の提供を機構から受けることができれば、地方自治体では県外在住者も含めて情報が漏れなく確認できるものと考えている。制度改正により、機構においても各地方自治体から提出される報告や住民票の写しの確認や集計に要する時間が軽減されることが期待されるほか、各地方自治体の業務の効率化、受給者等の利便の増進に繋がるものである。		
219	B 地方に対する規制緩和	その他	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出することの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することの制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化する必要がある。	当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に關し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができる」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。	住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)	総務省、防衛省	合志市	旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大塚市、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市	○当市でも、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、提供における法律上の根拠について市民から問い合わせがあつている。住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については規定されているが(同法第11条の2)、提供については明記がなく、解釈が分かれる原因となっている。しかし、自衛官募集事務は法定受託事務であることに加え、国会答弁において自衛隊法及び自衛隊法施行令において請求する名簿提供は適法な事務であり、住民基本台帳法に抵触しないとの解釈も示されているため、市の個人情報保護条例と照らし合わせながら、最低限の個人情報について紙媒体での提供を行っているが、対外的な説明としては難しい面がある。 ○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切ったの貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨、通知等により規定されることによつて、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。 ○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く指摘される。住基法で明記してほしい。	複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年法律第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。	対外的な説明を必要とするため、関係省庁連名による通知により資料を提供できる旨明確化することを求めるとともに、今後の事務実施を円滑に進めるため、早期の通知発出をお願いしたい。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針に記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【小田原市】</p> <p>国においては、本共済制度の効率的かつ適正な運用の普及を図るため、全国規模での受給者情報の確認ができる仕組みを構築されるよう要望する。</p> <p>【千葉市】</p> <p>扶養共済制度については、福祉医療機構は再保険を行う立場となっているが、実質的には福祉医療機構の方針に従い各自治体は制度を実施している状況であり、全国ほぼ一律の制度となっている。</p> <p>このような状況のなか、福祉医療機構と各自治体の二重構造には以下のような問題がある。</p> <p>○各自治体が共済制度を運営するとしながら、制度面について自ら決めることができない。(保険料の額、年金額等も決められない)</p> <p>○制度面を自らの裁量で決められないにも関わらず、特別調整金という負担を全自治体あわせ92億円も求められている。(共済制度の財政面の管理は福祉医療機構が行っており、その運営に自治体から意見する制度がないにも関わらず、年金収支を埋めるための負担を求められている)</p> <p>○資金の運用を行っている信託会社や保険制度を担っている保険会社とは、福祉医療機構が契約しているため、各自治体がそれらの企業と直接協議することができない。そのため、各自治体の運営する共済制度でありながら、福祉医療機構により加入を拒否された方に、その理由を十分に説明できない。(加入できない判断は福祉医療機構の契約している生命保険会社が行っているが、自治体にはその理由は開示されない)</p> <p>※扶養共済制度については、福祉医療機構が事務マニュアルの冊子を刊行し、各自治体は当該マニュアルに従い運用している。</p> <p>扶養共済制度においては、再保険の枠組みをとっていることで発生する上記のような問題について総合的に改善を図るべきと思われる。今回課題となっている現況報告も福祉医療機構からの依頼に基づき住民票の写し等を全国の自治体が福祉医療機構に提出しているもので、年金受給後に引越した場合にはもとの自治体が管理するといったルールが原因で発生しているともいえる。今後は、共済運営者、再保険者の役割分担にこだわらず、事務を運営する自治体、福祉医療機構及び加入者・受給者ができる限り負担なく、制度を利用することができるよう協議しながら進める体制をつくるべきである。扶養共済制度については、自治体も現在福祉医療機構の行っている保険会社との契約や財務管理に参画できる仕組みをつくるか、全国一律の制度として国が運営することも併せて検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現を求めるものであるが、当該制度について、福祉医療機構による統一的な運用がなされている実態を踏まえ、扶養共済制度について総合的に改善を図るとともに、事務を運営する自治体、福祉機構及び加入者・受給者が負担なく制度を利用できるように協議体制を作るべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○保険事業を行う福祉医療機構(以下「機構」という。)が地方公共団体に対して、住民票の写しの添付を求めることは是非について前向きに検討いただきたい。</p> <p>○保険事業を行う機構において住民票の確認が必要であるならば、住民基本台帳法の別表に機構の事務を規定し、住基ネットの利用を可能とすることを検討いただきたい。</p> <p>○条例に基づく共済制度を実施している地方公共団体が住民票による確認を行うことが必要であるならば、当該事務を効率的に行えるよう、他の地方公共団体に在住している受給者についても住基ネットを活用して生存情報等の確認が可能となるような方策を検討いただきたい。</p>	<p>【総務省】</p> <p>一次回答のとおり、ご提案の措置については、独立行政法人福祉医療機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、各地方自治体が、条例に基づいて実施している制度です。一方、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、共済制度において各地方自治体が行っている共済責任を再保険する事業(以下「保険事業」という。)を実施し、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援しています。</p> <p>御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで地方自治体の負担が軽減されるとするものです。しかし、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体、加入者との契約に基づく年金の支払に必要なため行うものであり、加入者との直接の共済契約関係にはなく、地方自治体を実施する共済制度の再保険を行い当該制度の安定的な運営を支援する立場である福祉医療機構の業務とすることはできません。</p> <p>なお、現在、福祉医療機構は再保険をする立場で、地方自治体に対し現況届とその内容を確認するため住民票の写しの添付を求めています。保険事業において地方自治体から福祉医療機構に提出する現況届については、事務負担の軽減という観点から簡素化の方策を講ずることができないか検討することとします。</p>	<p><令2></p> <p>5【総務省】</p> <p>(8)住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166)</p> <p>心身障害者扶養保険事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。</p> <p>また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p> <p><令3></p> <p>5【総務省】</p> <p>(11)住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166)</p> <p>条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	<p>前段:通知等</p> <p>後段:通知</p>	<p>前段:【通知】心身障害者扶養保険約款の一部変更の認可について(令和3年2月16日付け厚生労働省発障第0216第4号)、心身障害者扶養保険約款の一部変更について(保扶第0310001号)</p> <p>後段:【事務連絡】心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について(令和3年12月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)</p>	<p>前段:心身障害者扶養保険約款の一部変更し、心身障害者扶養保険事業における現況届書及び死亡届書について住民票の添付を不要とした。その旨を、令和3年3月10日に独立行政法人福祉医療機構から各都道府県及び指定都市宛に通知。</p> <p>後段:地方公共団体の条例事務については、住民基本台帳法の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能であることを通知。</p>	
—		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>今年度中を目途に、通知の内容について関係省庁との調整が終了し次第、通知を发出することとした。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(6)自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81)</p> <p>自衛官又は自衛官候補生の募集に關し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(関係府省:防衛省)</p>	<p>通知</p>	<p>令和3年2月5日</p>	<p>「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」(令和3年2月5日防人育第1450号・総行住第12号)により措置済み</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
236	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長(5年→10年)	【現状】 マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。 (令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人) 【支障】 カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。 特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多いため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。 電子証明の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。	デジタル・ガバメント関係会議では、非常に高い目標(令和4年度末までにほとんどの住民がカード所持)を掲げ、マイナンバーカードの普及や利活用を強かに促進しているところであり、それに不可欠な電子証明書の有効期限が延長されることで、取得促進につながるだけでなく、今後予定されているマイナポイント事業や健康保険証としての利用に弾みがつくこととなる。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令第26条	総務省	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会		苫小牧市、郡山市、いわき市、須賀川市、茨城県、高崎市、千葉市、柏市、八王子市、川崎市、相模原市、小田原市、滑川市、山梨県、松本市、上田市、高山市、富士市、豊橋市、豊田市、野洲市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、広島市、東広島市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、大牟田市、久留米市、糸島市、熊本市、竹田市	○平成30年度、令和元年度に直接総務省への要望も提出を行った。 ○マイナンバーカードの電子証明書については、発行から5回目の誕生日で更新が必要であり、本市でも約65,000人が更新期限を迎える。 ○コンビニ交付を行う際、電子証明書の更新未実施の場合、下記のような問題の発生を懸念しているところである。 ・カードと電子証明書の期限の違いについて、市民の理解が十分でないこと起因する、様々なトラブルの発生 →電子証明書期限後(カード期限内)におけるコンビニエンス・ストアでの証明書利用によるトラブルなど 「電子証明書の有効期間を10年間に変更し、マイナンバーカードの有効期間と統一する。」ことを前回要望を行った。 総務省からの回答についても、セキュリティ等の面等により5年が望ましいとの回答もありその他についても説明があり理解している。 ○安全性が保たれることが前提となるが、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば、利用者、J-LIS、市町村の負担がそれぞれ軽減される。同様の安全性が求められる印鑑登録制度などには有効期間の設定がなく、電子証明書のみ短期間とするのは整合性を欠くと考える。 ○当市においても提案市と同様、カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくいという市民からのクレームが多く寄せられている現状である。 また、利用者用電子証明書の失効と前後してマイナポイントの予約を行うと、個人の状態によりマイナポイント予約であるマイキーIDが凍結状態となることなどの支障が生じている。このような支障を解消するとともに、国民に理解しやすいように電子証明書とマイナンバーカードの有効期限は同一とするべきである。 ○現在、電子証明書の更新時期を迎えているが、住民の多くが有効期限の違いを理解しにくいようカードの更新と混同している。電子証明書の有効期限5年は安全性を考慮したものとしており、カード本体の有効期限と同じにすることで、住民の混乱及び市町村の負担が軽減される。 ○当市においても電子証明書の更新がなぜオンラインでできないのかという問合せ、そもそも5回目の誕生日で切れる、住所異動等があると切れるということの説明に大変時間がかかっている。また、J-LISからの更新通知を受け取る前に更新手続きをした後にJ-LISから更新の通知が届くことにより、窓口できちんと更新してもらえなかったのかと不審がって電話がかかってくる苦情にもつながっている。また、更新通知もマイナンバーカードの有効期限切れなのか電子証明書の有効期限なのか分かりにくく、その苦情の電話対応にも苦慮している。昨今のデータ通信エラーに対する職員の見地も相当なものであり、処理を待たされる市民の負担も考えると、電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの有効期限に合わせていただく、もしくはオンラインで自分で更新できるようなシステムを強く希望する。 ○令和2年1月からマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(5年)を迎える対象者が発生している。(当市の現在のカード交付率は20%未満で毎月約1,000名が更新対象者である。)J-LISから届く更新案内通知について問い合わせも多く、また電子証明書の更新を行うところを、カード本体の期限切れと誤解されカード作成用の写真を撮って来庁される市民も多い状況である。また、電子証明書の更新に来庁されても、全国的にアクセスが集中したため公的個人認証システムがダウンし更新ができない状況もあった。現時点でも、システムが混雑し、更新処理にかなり時間がかかり業務に支障をきたしている状況である。現在、カード申請も急速に増加しており、新規交付と併せて更新手続きの対応に追われ窓口の負担は今後も増大していくことが見込まれる。住所地の市役所窓口だけでなくスマホやパソコンで本人申請が可能となるよう要望する。 ○コロナ禍における電子証明書の更新やパスワードの再設定では、当市もシステム障害により最大で3時間を超える待ち時間になるなど、苦情対応を余儀なくされただけではなく、マイナンバーカードの利便性に対して疑問を持つ市民が多く、今後の普及に向けてのネガティブな要素となってしまう。こうした状況を踏まえ、電子証明書の更新について期間を延長する又は来庁を伴わずICカードリーダーやNFC対応デバイス、身近な店舗等においても手続可能とすることでカード保有者の利便性が向上すると考える。 ○電子証明書の5年更新は、暗証番号の忘却によりある程度の時間を要するため、住民の負担及び窓口業務の負担にもなっている。カードと期限を同じにすることで、住民負担、窓口業務の軽減は図られる。 ○カード本体と電子証明書の更新時期が異なることが分かりづらいため、電子証明書の更新の通知を受けた後、カード本体の更新と勘違いして窓口写真を持ってくる人が非常に多い。また、更新時期が異なることが分かりづらいという苦情も複数件あった。 ○カードの有効期限より短くしている点について、技術革新による暗号の解読等を防止する等のセキュリティ上の理由を説明しても納得いただけず、「更新時期の考え方を単純明快にし、手続きを簡略化するためにもカードの有効期限と揃えるべき」との声が、住民対応している窓口にて多数寄せられている。 ○マイナンバーカード保有者が増えることに伴い、自治体における電子証明書更新のための業務負担が増大化し、また市民にとっても市役所窓口に来庁しないと更新できないシステムであるため負担に感じている。クレジットカードの暗証番号を忘れた方の対応方法のように、パソコンやスマートフォンを使用してご自身で手続きできるシステムの構築をしていただくとともに、電子証明書の有効期間をカードの有効期間と合わせていただくことにより、市民の方も行政機関も負担が少しは緩和されると考える。	電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化するれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。 なお、公的個人認証システムの処理遅延については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行ったところ。 また、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、必要な検討を行ってまいりたい。	セキュリティ確保を理由に5年での更新が必要との回答であったが、カード交付を開始して実際に5年が経過している。この5年間の電子証明書の安全性・信頼性が確保され、今後の5年間も同様に確保される見込みであるということであれば、その根拠となる具体的な検証結果を公表されたい。この検証がなければ、漠然と安全性が低下するだろうという考え方から、有効期限を5年以内と定めていると解釈せざるを得ない。 したがって、電子証明書の安全性・信頼性については、電子証明書の有効期間に依るのではなく、公的個人認証システムの改修等によって確保していただきたい。 「経済財政運営と改革の基本方針2020」において「マイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えることを踏まえ、パソコンやスマホによるオンライン申請を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう、早急に検討いただきたい。 なお、公的個人認証システムの処理遅延については、改修や処理能力の増強を行ったところとすることで、J-LISからは、システムの負担軽減のため、一部の事務処理を時間外や休日にも実施するよう求められており、現在までの異例の事態が継続していることから、早急に正常化させるよう指導いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【八王子市】</p> <p>マイナンバーカードの利活用拡大に伴い、電子証明書の役割がますます重要となってくることから、電子証明書の失効によって必要な行政サービスが受けられず、結果として市民が不利益を被ることのないように、電子証明書の更新が可能な場所の充実をはじめとした必要な環境整備を継続的・重点的に実施していただきたい。</p> <p>また、処理件数の増大を理由に自治体の窓口運用を制限することがないように、引き続き公的個人認証システムの保守管理に万全を期していただきたい。</p> <p>【神戸市】</p> <p>公的個人認証システムを増強いただいたことは承知しているが、依然、遅延や電子証明の更新通知が届いた直後は遅延などのシステム障害が頻発している。障害が発生すると市民に多大な影響を及ぼすとともに、カード預かりの緊急対応は管理上の負担とリスクを招く。</p> <p>カード交付の滞留を防ぎ、今後の電子証明書の更新ピークに対応するためにも、遅延などのシステム障害が発生しないよう切に願います。また、市民への説明責任を果たすため、発生原因と対応策(システム改修の内容等)及び今後の見通しを速やかにお示しいただきたい。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>電子証明書の有効期限を5年から10年に延長することについては、安全性・信頼性を確保の上、延長を検討されたい。</p> <p>電子証明書の更新にあたっては、住民の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、オンライン申請も可能とするなど、市町村窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう早急に検討されたい。</p>		<p>一次回答のとおり、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、使用する暗号方式自体の安全性が低下することから、電子証明書を発行する民間事業者に対する認定制度を規定する電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)において、認定認証事業者が発行する電子証明書の有効期限が5年を超えないこととされていることも考慮し、発行の日から5回目の誕生日までと定めている。過去には、例えば、暗号解読技術の進歩を受け、暗号が解読される危険性が高まったとして、アメリカ国立標準技術研究所(NIST)が、2004年8月に、2010年末までの6年間でRSA方式における鍵長の1024ビットから2048ビットへの変更とそれに伴う電子証明書の入れ替えを奨励した事例がある。なお、公的個人認証制度においては、制度開始から現時点までの5年間において、暗号の解読が行われたことによるなりすまし事案等は発生していない。</p> <p>なお、電子署名等に用いる秘密鍵及び公開鍵は、個々のマイナンバーカードに記録されており、暗号方式自体の危殆化に対し、地方公共団体情報システム機構が保有する公的個人認証システムの更改等によって対応することはできない。</p> <p>その上で、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)'の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、引き続き、必要な検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、公的個人認証にかかるシステム処理能力の向上については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行っているところであり、引き続き、機構において、処理能力の向上や改善に取り組んでいくこととしている。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)</p> <p>(1)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。</p> <p>③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付</p> <p>④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付</p>	<p>法律及び省令</p>	<p>令和3年5月19日</p>	<p>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)</p> <p>・納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手続の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令(令和3年総務省令第54号)</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
241	地方に対する規制緩和	雇用・労働	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に対しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に対しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。このような制度の下では、1か月単位での業務の繁忙には対応できず、複数月にわたる業務の繁忙には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。【支障事例】当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁忙を調整しているが、複数月にわたり業務の繁忙がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁忙の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行政運営の支障になっている。窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。【現行制度による対応】機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行っているが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。【解消策】地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。	「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。	地方公務員法第58条第3項	総務省	寝屋川市		須賀川市、松山市	○当県では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。○当市でも複数月にわたり業務の繁忙がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用として適用することしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に 대응することができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁忙を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。※「公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。	各府省からの第1次回答	市では、一定の時期に集中して処理しなければならない業務が多く存在しており、「業務の断捨離」やデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることはもとより、併せて、月を跨いだ勤務時間の調整を行うことができれば、超過勤務が一層に縮減することは、想像に難くない。地方公務員の勤務時間等については、労働基準法に違反しないことを前提に、国家公務員の勤務時間等に関する制度との権衡にも考慮を払うなかで、『条例で定めること』とされている。そうであるなら、地方公共団体が、自らの判断と責任において、条例で定めることにより、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み(例えば、3か月)を単位とする「公務におけるフレックスタイム制」を実施できるよう、労働基準法の適用につき措置を行うことは、正に地方分権の趣旨に適合すると考えられる。そこで、具体的な措置として、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み〔職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がない範囲内において、当該職員の勤務時間を割り振る「仕組み」を基礎として、条例で定めることにより、企業職員及び単純労働職員以外の地方公務員にも、1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすること、を求めるものである。また、回答欄(各府省)記載の指摘については、「労働基準法第32条の4第1項第4号及び第5号並びに第2項から第4項までの規定については、適用しない」ものとするれば、災害時など、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能となり、「公務特有の要請」にも応えることができると考える。	有
245	地方に対する規制緩和	その他	情報公開等に係る処分における第三者からの審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い	情報公開等に関する処分に関する「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもその審査請求の趣旨が損なわれてしまう。行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。	情報公開等に関する処分に関する審査請求において、審理関係人間の匿名性を確保することができ、審査請求人や公開請求者の権利保護が図られる。	行政不服審査法第51条	総務省	神戸市	盛岡市、須賀川市、福井市、浜松市、西尾市、北名古屋市、京都市、長岡京市、枚方市、防府市	○当市においても、情報公開請求に対する処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決を行った事例があり、公開請求者と審査請求人との匿名性を考慮するため、公開請求者に送付した裁決書中の氏名、住所については、○○○として対応した事例がありました。行政不服審査法において、審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で、匿名性を要するケースの対応が明らかでないため、明確化を求めます。○これまで支障事例はないが、提案団体が示す事例が発生すれば、支障となると考える。○第三者が審査請求を行うことにより、当該第三者の関与が公開請求者に必ず知られてしまうという構造上の問題があると考えられるため、改めるべき。	裁決書における審査請求人の氏名等の記載について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)上は明文の規定はないが、裁決は審査請求人を名宛人としてされるものであり、裁決書には、審査請求人の氏名は当然に記載しなければならないと解されている。ただし、審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等の個人情報を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合には、運用上、審査庁の判断によって、処分の相手方が審査請求人の氏名等の個人情報を知ることができないように裁決書の謄本を作成し、送付することもあり得ると考えられる。以上の内容を行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化する方向で検討したい。	審査請求人や公開請求者の権利保護を図るため、例を示すなど、対応に苦慮することのないよう事務取扱マニュアル等により明確化していただきたい。また、行審法附則第6条において、法律施行5年経過後に法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることから、その際には、これらの課題についても検討いただき、法的効力を持たないマニュアルに基づく対応のみでなく、法改正による方法も視野に入れ、検討いただきたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針に記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>	<p>○地方公務員に係る業務の実態等を把握し、1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の導入に関する需要や必要性を精査すべきではないか。その上で、地方公務員独自の需要や必要性が認められるのであれば、国家公務員に先んじて導入すべきではないか。 ○第1次回答においては、「1年単位の変形労働時間制については、相当長期における業務の繁忙を見通すことは困難であると考えられることから、適用を除外している」とされているが、例えば3か月間であれば、業務の繁忙を見通すことは可能ではないか。</p>	<p>地方公務員における変形労働時間制については、法制上直接適用される労働基準法(＝民間法制)を基本としつつ、同じく公務に従事する者としての権衡の観点から、国家公務員制度に導入されている4週間までを単位期間とする「公務におけるフレックスタイム制」と同様の取扱いとするため、1ヶ月単位に限定された制度枠組みを採用しているところ。 1年単位の変形労働時間制については、労働基準法において、労働者保護の観点から、1週間・1ヶ月ごとに配分できる労働時間の上限が設けられているとともに、事前に労働時間を特定させた上でその後は任意に変更できないものとなっており、この考え方は(地方公務員として同様の法適用関係にある)公立学校の教員における制度改正(令和3年4月施行)においても同様となっている。 その上で地方公務員における変形労働時間の期間を1ヶ月単位からさらに長期間に設定すること(例えば3ヶ月間)については、以下の論点を検証した上で制度化検討が重要と考える。 (ア)労働者保護の観点から、「法定の勤務時間のシフト」という本来的な目的を超えて職員の間外勤務が結果として固定化することのないような制度枠組み及び運用を担保すること (イ)公務の他律性及び同じく公務に従事する国家公務員の制度を勘案しつつ、例えば3ヶ月の期間において業務の繁忙を予測して勤務時間の割り振りを設定し、時間外勤務の有効な抑制を図るとともに住民サービス低下を招かない公務運営を行うこと これらの検証については、自治体における業務実態の丁寧な把握が必要であり、まずは提案団体と類似の規模の自治体に対するサンプル的な調査に着手しているところ(職員の勤務実態や時期の繁忙状況、現行の公務フレックスタイム制の活用の有無及び課題認識など)。 総務省としては、自治体における具体的な課題・状況を踏まえながら、制度の在り方について引き続き検討してまいりたい。 なお、公立学校教員については、日々の業務や勤務時間の縮減とともに、長期休業期間等において休日を集中して確保することで教員のリフレッシュの時間を確保し、効果的な教育活動を行うこと等を目的として、1年単位の変形労働時間制が導入されたものと承知している。</p>	<p>5【総務省】 (3)地方公務員法(昭25法261) 地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>○ご提案の地方公務員に対する変形労働時間制は、業務の繁忙により勤務時間の区分を所定時間から所定時間に切り替えるもので、実際の勤務時間自体は変わらないこと。また、育児や介護等それぞれの職員の事情に併せて対応することは極めて難しいと云わざるを得ないことから、これにより「ライフスタイルに合わせた働き方の実現」につなげることはならない。 ○むしろ、繁忙期における長時間勤務の固定化による当該期間の長時間勤務縮減に向けた意識の低下や、繁忙期の勤務時間の実態が変わらないまま時間外勤務手当の給付が抑えられることによる職員の処遇悪化と、そのことによる職員のモチベーションの低下が懸念され、「業務の効率化」や「職員の健康保持の観点から逆効果となるおそれがある」。 ○なお、学校の夏休みなどに集中して休日を確保する場合に限り1年単位の変形労働時間制の適用が可能である教育職員と異なり、首長部局では、非常時対応等の突発業務の発生リスクが高いことから、数ヶ月から1年にわたり業務量を適切に見込むことが難しく、また、学校の夏休み期間に相当する閑散期が想定されないことから、職員が一定の期間に集中して長期休暇を取得するといった運用を行うことも想定し難い。 ○以上のことから、地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制の適用は行わないこととする。なお、地方公務員の働き方改革の観点から、「ライフスタイルに合わせた働き方の実現」や「業務の効率化」を図る手法については、国や民間の動向を注視してまいりたい。</p>	
				<p>いただいた御意見も踏まえ、行政不服審査法附則第6条による検討において、審査庁が対応に苦慮することがないように行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化することを始めとして、所要の措置について幅広く検討したい。</p>	<p>5【総務省】 (13)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査の不服申立ての手続において、第三者である審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手続の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	ガイドライン	措置済み(令和4年6月28日)	<p>地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めてきた。また、令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。検討会における最終報告では、情報公開の開示決定等の処分に対して、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報公開を拒否することができる制度の趣旨が浸透されてしまうような場合には、運用において氏名等が分からないような形で最終報告を作成することは、法改正によらずとも当然に可能であると考えられると示された。 検討会の最終報告を踏まえ、令和4年6月28日、上述の考え方を記載したガイドラインを整備・配布した。</p>	